

奈良県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬司土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	山嶋 宏守	大和郡山市馬司町一〇〇五
〃	西畑 清一	〃
〃	野口 正博	〃
〃	奥野 赳男	〃
〃	村戸 正明	〃
〃	藤田 耕司	〃
〃	奥野 雅三	〃
〃	前田 俊昭	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	山嶋 宏守	大和郡山市馬司町一〇〇五
〃	西畑 清一	〃
〃	野口 正博	〃
〃	奥野 赳男	〃
〃	村戸 正明	〃
〃	池田 定雄	〃
〃	奥野 雅三	〃
〃	藤田 耕司	〃